

石狩市放課後児童クラブ ICT 化事業 仕様書

石狩市放課後児童クラブ ICT 化事業に関する仕様書は、次のとおりとする。

受注者は、別に締結される業務委託契約書とこの仕様書に基づき、信義を重んじ誠実に業務を履行しなければならない。

1 業務名

石狩市放課後児童クラブ ICT 化事業

2 目的

石狩市放課後児童クラブにおいて、児童の安全性の向上、保護者の利便性の向上、正確かつ迅速な情報の共有を図るため、児童の登降室管理や保護者との連絡機能等を有した I C Tシステムを導入し運用する。

3 業務内容

- ① システムの導入、運用及び保守業務
- ② システム運用に必要な端末の整備
- ③ 業務実績報告書の提出

4 契約期間

- ① 契約期間 契約締結日から令和9年 3月 31日
- ② 導入期間 契約締結日から令和8年 11月 30日
- ③ 運用期間 令和8年 12月 1日から令和9年 3月 31日

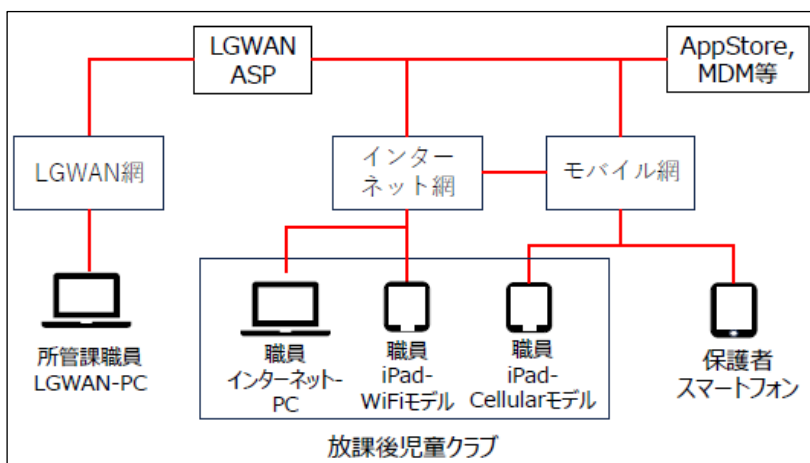
5 支払方法

契約締結日から令和8年 11月 30日までの分については「システム運用費用」として、令和8年 12月 1日から令和9年 3月 31日までの分については「システム運用保守費用」として月払いする。
ただし、「システム導入費用」（初期費用）は、令和8年 12月中に合算して一括で支払う。

6 調達範囲

システム導入に係る調達範囲は、本システムの利用にあたって必要となるシステム資産の調達や委託作業を含めるものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスやその他使用許諾を得ることとする。

【システム構成イメージ図】 赤枠が調達範囲及び接続先となる。



7 対象施設

令和8年度 13施設

施設名	所在地	定員	在籍児童数
なかよしクラブ	石狩市花川南 8-3-153-5 花川南児童館内	50人	59人
はまなす子どもクラブ	石狩市花川南 9-4-83-9 花川南認定こども園内	30人	36人
にじいろ南クラブ	石狩市花川南 6-5-1 花川南小学校敷地内	20人	20人
エースクラブ	石狩市樽川 4-1-600-1 ふれあいの杜子ども館ふれっコ内	60人	71人
にこにこクラブ	石狩市花川南 3-1-18 南線小学校内	35人	41人
樽川スマイルクラブ	石狩市樽川 6-2-602	90人	104人
ピノキオクラブ	石狩市花川北 3-2-199-2 花川北児童館内	50人	58人
げんきっ子クラブ	石狩市花川北 1-6-1 紅南小学校内	45人	53人
わかばクラブ	石狩市花川北 2-5-65-1 認定こども園花川わかば幼稚園内	30人	32人
キラキラクラブ	石狩市緑苑台中央 3-603 緑苑台小学校内	65人	77人
どんぐりクラブ	石狩市花川東 671-7 緑苑台認定こども園敷地内	25人	27人
花っ子クラブ	石狩市花川北 7-1-22 こども未来館あいぽーと内	50人	59人
ファイトキッズクラブ	石狩市八幡 4-167 石狩八幡小学校内	25人	22人

※在籍児童数は令和8年5月1日時点

※施設の定員や在籍児童数変動した場合、本市が支払う費用は増加しないものとする。

8 システム内容

(1) 概要

- ① 保育施設を運営する他の地方公共団体において、5団体以上への導入・運用実績があるシステムであること。
- ② 本市と同規模の放課後児童クラブ・公立保育施設を運営する他の地方公共団体において、一自治体あたり単一年度で4園以上の導入・運用実績があるシステムであること。また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含めない。
- ③ 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。
- ④ 職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で1年以上の運用実績があること。
- ⑤ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図る LGWAN-ASP サービスの形態で提供すること。
- ⑥ 個人情報運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。ただし、システムから帳票類等を利用端末にダウンロードした場合はこの限りではない。
- ⑦ デジタル庁のデジタル地方創生サービスカタログにおいて『保育所等業務支援システム』として掲載されているシステムであること。

(2) 機器内容及び通信仕様

システム接続用の機器は、以下のとおりとし、Wi-Fi+cellular 版 iPad、Wi-Fi 版 iPad、MDM ライセンスを本調達に含めるものとする。また、これらの機器の初期設定作業を本業務に含めること。

<調達対象機器一覧>

施設名	iPad (Wi-Fi+cellular モデル) 台数	iPad (Wi-Fi モデル) 台数	MDM ライセンス数
なかよしクラブ	0台	2台	2ID
はまなす子どもクラブ	0台	2台	2ID
にじいろ南クラブ	0台	2台	2ID
エースクラブ	0台	2台	2ID
にこにこクラブ	2台	0台	2ID
樽川スマイルクラブ	0台	2台	2ID
ピノキオクラブ	0台	2台	2ID
げんきっ子クラブ	2台	0台	2ID
わかばクラブ	0台	2台	2ID
キラキラクラブ	2台	0台	2ID
どんぐりクラブ	0台	2台	2ID
花っ子クラブ	0台	3台	3ID
ファイトキッズクラブ	2台	0台	2ID
合計	8台	19台	27ID

※端末については、登降室用及びクラス用として使用できること。また、カードリーダーのみで運用できる等、不要な場合は本業務の関連項目の必要台数から減らして計上すること。

※iPad には MDM (Mobile Device Management) サービスを全台分含めること。

※iPad は全て新品とすること。

※モバイル Wi-Fi は、iPad と安定した通信ができない可能性、また本体の電源が切れた場合に iPad も通信利用できなくなり、現場の運用に支障をきたす可能性があることから不可とする。

<機器、関連備品、サービス規格一覧>

① タブレット端末 (Wi-Fi+cellular 版 iPad)

調達するタブレット端末は以下の通りとする。

項目	仕様
筐体	タブレット (Wi-Fi+cellular モデル) 第 11 世代 (A16)
CPU	A16 相当
ストレージ	128GB
ディスプレイ	11 インチ以上
通信機能	Wi-Fi(802.11ax)、デュアルバンド(2.4GHz/5GHz)、MIMO 対応 HT80 又は 2×2MIMO 対応をしていること。 Bluetooth(5.3)に準拠していること。
OS	Apple iPad OS であり、納品時点で最新の安定稼働 OS バージョンであること
バッテリー	納品時で 8 時間以上動作可能であること。
その他	充電ケーブル、AC アダプター等は、附属するものとする。
SIM (月 7GB 以上)	nano SIM/e SIM 対応/MNO SIM であること。

※なお、上記に示す要件等は iPad をベースにしているが、その他端末を提案する際も、上記に求めている要件相当とし、セキュリティ上問題ないことを提案時に示すこと。

② タブレット端末 (Wi-Fi 版 iPad)

調達するタブレット端末は以下の通りとする。

項目	仕様
----	----

筐体	タブレット (Wi-Fi モデル) 第 11 世代 (A16)
CPU	A16 相当
ストレージ	128GB
ディスプレイ	11 インチ以上
通信機能	Wi-Fi(802.11ax)、デュアルバンド(2.4GHz/5GHz)、MIMO 対応 HT80 又は 2×2MIMO 対応をしていること。 Bluetooth(5.3)に準拠していること。
OS	Apple iPad OS であり、納品時点で最新の安定稼働 OS バージョンであること
バッテリー	納品時で 8 時間以上動作可能であること。
その他	充電ケーブル、AC アダプター等は、附属するものとする。

※なお、上記に示す要件等は iPad をベースにしているが、その他端末を提案する際も、上記に求めている要件相当とし、セキュリティ上問題ないことを提案時に示すこと。

③ タブレット関連備品

上記①の付属品は以下のスペックを満たすものとする。

項目	仕様
ケース	落下時の耐衝撃に優れたケースであること。ケースを装着した状態で充電、カメラ撮影が可能であること。 参考：Timecity iPad 10.9/11 インチケース ストラップ付
保護フィルム	9H 硬度以上のガラスフィルムであること。貼り付けた状態で納品すること。
キーボード	iPad OS に対応し、接続方法は Bluetooth であること。 軽量でコンパクトサイズであること。 乾電池式であること。

④ MDM サービス

タブレット端末の管理やアプリケーションの制御を行うために利用し、必要なスペックは以下のとおりとする。

項目	仕様
基本機能	iPad OS の管理に対応していること。
情報管理	以下の基本的な管理が行えること。 ・登録されているデバイスの管理状況の一覧化 ・アプリケーションの自動適用や削除時の再インストール強制
リモートワイプ	遠隔から端末の初期化（工場出荷時へのリセット）を行い、データ消去が可能であること。
アプリケーション制御	不要なアイコンの強制削除、非表示が行えること。 必要に応じてスクリーンショット機能やカメラ機能等の無効化が行えること。
リモートロック	遠隔から端末のロックが可能であること。
OS アップデート管理	iPad OS のアップデートについて、アップデートの通知や最大 90 日間のアップデート抑止が行えること。
外部メディア制御	有線接続等によるデータ出力を禁止できること。

※iPad のキッティング

iPad の画面には保育 ICT アプリ、写真、設定、カメラ等の必要最低限のアプリのみ残し、他アプリは非表示とすること。設定項目の詳細は、別途本市と協議すること。

※登降室用端末

本仕様書【システム構成イメージ図】の環境下において、「モデル仕様書(保育所業務支援システム)」の登降室管理機能を満たすための端末を手配すること。なお、登降室管理機能における打刻操作のため、二次元コードの読み取りやタッチパネル等による対応を想定しており、必要に応じてこれらの

機能に対応するための周辺機器を用意すること。

(3) ネットワーク

- ① 放課後児童クラブ及びこども政策課で利用する機能は、LGWAN およびインターネットを経由して利用できること。
- ② システムは、20Mbps 程度の通信速度（実測値）で安定して動作すること。
- ③ 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。
- ④ インターネット接続にあたっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。

(4) 機能要件

別紙「モデル仕様書(保育所業務支援システム)」の機能を提供できること。

(5) その他

- ① ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限等）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- ② 特定の権限を有する所管課専用の特権アカウントを利用し、放課後児童クラブをまたいだ統合的な管理ができること。
- ③ 導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- ④ 国の制度等の変更があった場合にも原則費用内で対応すること。
- ⑤ LGWAN-ASP サービスとして地方公共団体情報システム機構の定める運用に則ったシステムであること。

9 システム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

- ① 運用を開始するに当たり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② 本市と受注者にて協議のうえ、集合研修内容及びスケジュールを策定すること。実施内容等の詳細については、本市と受注者にて協議のうえ決定するものとする。
- ③ 契約後、1週間以内にシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、本市の承諾を得ること。
- ④ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、本市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。また、作業が停滞している放課後児童クラブへのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- ⑤ 導入担当者は、5団体以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト担当経験を有すること。
- ⑥ オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的を開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。また、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

(2) 操作マニュアル

- ① 運用開始1ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
- ② 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮し、オンラインマニュアル（Web マニュアル）として提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明すること。
- ④ 機能の修正などがあった場合には、操作マニュアルの該当部分を速やかに更新すること。

10 運用保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とするが、システム保守等のため運用停止は含まないものとする。なお、システムメンテナンス等は、事前に本市へ申し入れること。

(2) ヘルプデスク

- ① 放課後児童クラブ及びこども政策課からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。
- ② 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- ③ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日 9:00～18:00 の時間帯で受付すること。
- ④ 電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
- ⑤ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- ⑥ 保護者向けヘルプデスクは電子メール等による問い合わせを可能とし、24 時間受付とすること。
- ⑦ ヘルプデスクには、施設現場の業務を理解している者を複数名以上配置すること。

(3) セキュリティ対策

- ① IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。
- ② システム内で利用するデータは、暗号化を行い保護すること。
- ③ 個人情報インターネット側のサーバに置かず、LGWAN-ASP 側のサーバ環境のみに保管すること。
- ④ システムの脆弱性診断を定期的実施すること。
- ⑤ 利用するウイルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用等を実施すること。
- ⑥ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、24 時間 365 日の死活監視を実施すること。
- ⑦ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。
- ⑧ SSL/TLS1.3 により暗号化を施した上で通信すること。
- ⑨ データセンターが国内であり、日本の法令の範囲内で運用できること。
- ⑩ 第三者による情報セキュリティ監査を実施しており、その報告書の内容を示せること。
- ⑪ 取り扱う情報資産については、本業務目的外の利用を禁止する。
- ⑫ 情報セキュリティインシデント発生時の対処方法（対処手順、責任分界、対処体制）を示せること。

(4) 障害対応

- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ② 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- ③ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日複数回保存し世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) システム保守

- ① システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。
- ② クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。

③ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(6) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

1.1 納品成果物

本業務における納品成果物は次に定めるとおりとする。

- ① システム一式（ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク）
- ② 導入計画書
- ③ 導入作業報告書
- ④ MDM環境設定シート
- ⑤ システム操作マニュアル

1.2 個人情報の管理

受注者は、業務上個人情報を取り扱うにあたり、外部に漏洩することがないように厳重に管理し、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令等を遵守すること。

1.3 業務の引継に関する事項

- (1) 受注者は、本市が事業を継続して遂行できるよう、移行業務を支援することとし、データ移行については、受注者側で費用負担の上、実施し、本業務の範囲内でシステム切り替えに協力するものとする。
- (2) 契約終了時には、業務の引継ぎ作業の完了を本市が確認した後、クラウド環境に設置されているサーバ内のデータやバックアップデータについては完全消去を行った上で、書面により本市に報告すること。

1.4 留意事項

- (1) システム提供者は、プライバシーマーク及びISO/IEC27001、27017、27018（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (2) 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。
- (3) 受注者は業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (4) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報の取扱いに十分留意し、ほかに漏洩等が行われないようにすること。また、知り得た機器構成の内容、本市システムの概要及びデータ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。
- (5) 受注者は本市の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。

1.5 その他

- (1) 本業務に付随して本市の現状を鑑み、システム導入した際に、追加費用なく別途提案できることがあれば提案すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能（構造）等については完備していることとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、本市と受注者双方が協議し決定するものとする。
- (4) 札幌地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とできること

16 スケジュール

本業務におけるスケジュール（予定）は以下のとおりとする。正式なスケジュールは契約締結後に協議の上、変更となる場合がある。

令和8年9月中旬以降	契約
10月上旬	打合せ、調整事項確認完了
12月1日	導入完了、運用開始